

平成27年度 第2回伊勢崎市総合教育会議

次 第

日 時 平成27年12月1日（火）
午後3時30分～
場 所 市役所東館3階災害対策室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 署名委員の指名

4 協議事項

（1）伊勢崎市教育振興施策の大綱（案）について 【資料1】

（2）伊勢崎市総合教育会議の今後の進め方について

5 その他

6 閉 会

伊勢崎市教育振興施策の大綱（案）

夢あるところに笑顔の輪 のびのび伸ばそう個性の翼

平成 27 年（2015 年） 月

群馬県伊勢崎市

楽しく学んで 心も体も もっと元気に



近年、本市の教育を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、家庭環境の多様化と地域社会の変貌、子どもたちが直面している情報化・グローバル化、児童・生徒指導上の問題の顕在化、特別な支援を必要とする児童生徒の増加など多岐にわたり、教育課題として大きく影響を及ぼしています。

本市では、本年度から第2次伊勢崎市総合計画がスタートしました。学校教育から生涯学習、歴史や文化など各分野の課題解決に向け、さまざまな施策に効果的に取り組んでいます。時を同じくして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することになりました。

教育は、次代を担う子どもたちが健やかに成長するため、また、誰もが生きがいをもって暮らすため、その役割は重要です。

市民一人ひとりが、夢や希望に向かって自己を高めるために、生涯を通じて自主的に楽しく学び続けられるとともに、心も体も元気にしていく学びの実践を今後も引き続きサポートしてまいります。その成果は、広く社会に還元されることで本市の発展に大きく寄与するものと期待します。

平成27年 月

伊勢崎市長 五十嵐清隆

～ 目 次 ～

1	大綱策定の趣旨	1
2	大綱の期間と他の計画との関係	1
3	教育の基本理念と基本方針	2
4	基本方針に基づく重点的な取組	3

1 大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月 20 日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、今年 4 月 1 日より施行されました。これにより、地方公共団体の長は、教育委員会との連携を強化し、教育課題の解決をはじめ教育行政を積極的に推進するため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することになりました。

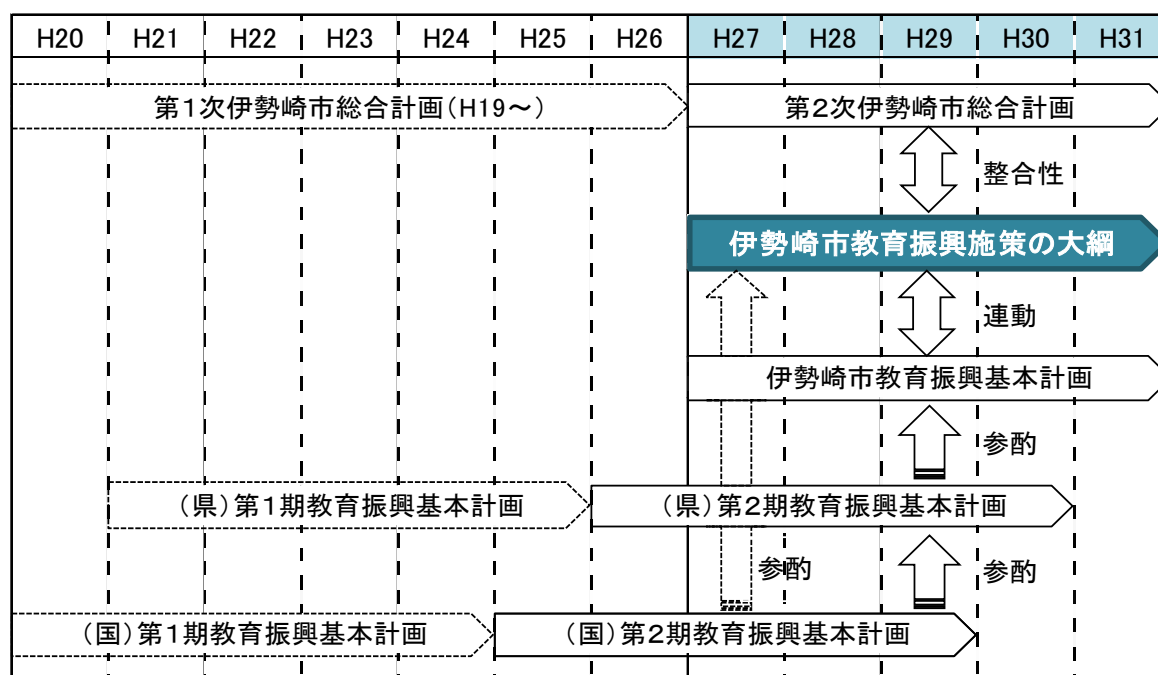
本市においても、改正法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興についての目標や施策の根本となる方針として伊勢崎市教育振興施策の大綱（以下「大綱」という。）を策定するものです。

2 大綱の期間と他の計画との関係

大綱が対象とする期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。

また、大綱は、第 2 次伊勢崎市総合計画に盛り込まれた教育分野計画との整合性を図りつつ、教育基本法第 17 条の規定に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌して策定するとともに伊勢崎市教育振興基本計画と連動する形で策定しています。

なお、大綱の改正は、国及び県の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜改正するものとします。



3 教育の基本理念と基本方針

子どもはやがて大人になります。私たちは成長する過程で、多くの人と出会い、多くの経験をし、多くのことを学びます。その中で誰もが周りの人との違いに悩んだり、挫折感を味わうこともあります。しかし、ある時それが個性であることに気付きます。

いつの時代でも大切なことは、子どもや大人が個性を伸ばすべく学び、生き抜くことです。誰もが学びを通じて夢を実現し笑顔になり、生きがいを通じて周りの人に学びを還元し、笑顔にします。

本市は、教育の基本理念として

夢あるところに笑顔の輪 のびのび伸ばそう個性の翼

を掲げ、子どもから大人までみんなが笑顔になれるよう、夢や希望、生きがいの実現に向けて『個性を見出し伸ばせる学びの人づくりのまち』を目指します。

この基本理念を実現させるため、3つの基本方針を掲げ、学校教育、生涯学習及び歴史・文化に関する行政施策を展開します。

【学校教育分野】

1 夢に向かって学び自ら未来を切り拓く

たくましく心豊かな子どもを育てるまち

【生涯学習分野】

2 生涯にわたり生きがいを求めて主体的に学び

より豊かに生き生きと暮らせるまち

【歴史・文化分野】

3 郷土の歴史や文化を学び次代に伝承する

ふるさとへの愛着と誇りに満ちた人のまち

4 基本方針に基づく重点的な取組

3つの基本方針に掲げたまちづくりを実現させるため、学校教育、生涯学習及び歴史・文化の分野において、それぞれの**重点事項**に取り組みます。

(1) 夢に向かって学び自ら未来を切り拓く たくましく心豊かな子どもを育てるまち 【学校教育分野】

重点事項

- ① 交流と体験、小学校との連携を重視した就学前教育の充実
- ② 職業観の養成につながる教育、グローバルな視点での教育の展開
- ③ 豊かな心の育成、地域の教育力の向上を目指した子どもの徳育の充実
- ④ 不登校やいじめ問題などへの対応、相談体制の充実
- ⑤ 安心・安全を大切にした健康教育の充実
- ⑥ 快適な学習空間の創造、教員の資質向上を目指した教育環境の整備・充実

(2) 生涯にわたり生きがいを求めて主体的に学び より豊かに生き生きと暮らせるまち 【生涯学習分野】

重点事項

- ① 自主的に学ぶことに基づく地域社会づくりの推進
- ② 他者と主体的に関わることに視点を置いた生涯学習の充実
- ③ 学びの成果を地域に還元するための学習環境の整備
- ④ 本に親しみ豊かな心を育める、読書の街づくりの推進
- ⑤ 健康で生きがいのある生活を送れるよう一市民スポーツの推進

(3) 郷土の歴史や文化を学び次代に伝承する ふるさとへの愛着と誇りに満ちた人のまち 【歴史・文化分野】

重点事項

- ① 次代に伝承するための文化財の調査と保存
- ② かけがえのない郷土の歴史・文化資産の活用
- ③ あらゆる世代の人々による芸術・文化活動の充実
- ④ 地域の歴史や文化、文化財を学ぶことを通した郷土愛の育成

<第1回総合教育会議における委員からの意見等について>

参考資料 1

No.	意見の要旨	意見の内容	対策が盛り込まれた計画等
1	いじめ・不登校の対策	<p>(1) 大津市のいじめ自殺問題に係る事件を発端に、教育委員会制度が改革されたことを踏まえ、教育大綱にはいじめ防止に関する施策を盛り込むべきである。</p> <p>(2) 国では「いじめ防止基本法」ができ、県や市でも「いじめ防止基本条例」や「いじめ防止基本方針」が制定されている状況を踏まえ、いじめ問題の対策を教育大綱に盛り込むほうが良い。</p> <p>(3) 「豊かな心の育成」などの記載部分に、いじめや不登校の問題が含まれていると感じたが、いじめや不登校などの表現を独立させて明記した方が良いと思う。</p> <p>(4) 不登校やいじめで苦しんでいる子どもたちの問題は、子ども自身だけではなく、保護者や家庭の事情など子どもを取り巻く環境が大きく影響していると思う。</p>	<p>★教育大綱 「学校教育分野」の重点事項④として新規に追加</p> <p>●教育振興基本計画 「重点施策3」の具体的な取組①</p>
2	就学前教育の充実	<p>(1) 就学前教育は、早ければ早いほど良いと言われており、幼いうちからいろいろ体験するということが、視野を広げることにも繋がってくると思う。</p> <p>(2) 子育てする親の孤独感や育児の不安が解消、軽減できるよう、行政と地域が連携した事業を希望する。</p> <p>(3) 保育士や保健師を配置した施設で、子どもを遊ばせながら、母親同士が情報交換でき、気軽に子育ての相談をできる体制を整備することが大切になる。</p>	<p>★教育大綱 「学校教育分野」の重点事項①</p> <p>●教育振興基本計画 「重点施策1」の具体的な取組</p>
3	生きる力の伸長	<p>(1) 個性を引き出し力強く発揮することが、今後の厳しい社会を生き抜く力になるので、個人の隠れた才能や力を伸ばせる施策に期待する。</p>	<p>★教育大綱 「学校教育分野」の重点事項③</p> <p>●教育振興基本計画 「重点施策3」の具体的な取組①</p>
4	グローバル教育の充実	<p>(1) 現在の産業構造は、世界の企業を相手に取引し利潤を追求する形なので、さらにグローバル教育の充実を図って欲しい。</p> <p>(2) 若いうちに海外での生活を体験することは、その後の人生の貴重な糧となる。また、国際人の育成には、語学力だけではなく、自分の伝えたいことを自信を持って伝えられる知識力が必要である。 そのため、グローバル教育を本市の教育の中心に位置づけることは素晴らしい。</p>	<p>★教育大綱 「学校教育分野」の重点事項②</p> <p>●教育振興基本計画 「重点施策2」の具体的な取組①②</p>

No.	意見の要旨	意見の内容	対策が盛り込まれた計画等
5	キャリア(職業)教育の充実	(1) 民間企業の経営が厳しい状況が続き、非正規労働者もますます増えている。そのため、確かな学力をつけ、将来的に様々な選択肢から職業を選べるようキャリア教育を充実させる必要がある。	★教育大綱 「学校教育分野」の重点事項② ●教育振興基本計画 「重点施策2」の具体的な取組①②
6	ふるさと学習の充実	(1) 田島弥平旧宅が世界文化遺産の構成資産に登録され、地元の歴史の価値が上がり、ふるさとに対する関心を持ってもらうよい機会である。 この機を逃さず様々な施策に取り組み、特に教育面では、子どもたちにその歴史的な価値を継承するため、ふるさと学習をさらに推進することが大切である。	★教育大綱 「歴史・文化分野」の重点事項④ ●教育振興基本計画 「重点施策2」の具体的な取組① ②、「重点施策9」の具体的な取組②③
7	教育と福祉部門の連携	(1) 教育と福祉が連携し、乳幼児の目や耳の健診、妊婦の口腔ケアなど健診を充実され、障害や病気の早期発見の早期改善に努めることが重要である。 (2) 子どもの問題には保護者や家庭の問題が影響しているので、解決に向けて福祉部門と連携しスムーズに相談や支援などができる体制作りが必要である。 (3) 親の子どもへの虐待や育児放棄などの背景には、家庭の貧困や親の育児経験の不足、近所や地域との関係の希薄化がある。貧困問題の解決に向け、きめ細かな施策を講じて欲しい。	◎総合教育会議で協議調整し、市長部局と教育部が連携する取組を講じていきたい。 ★教育大綱 「学校教育分野」の重点事項③ ●教育振興基本計画 「重点施策2」の具体的な取組①、 「重点施策3」の具体的な取組②
8	放課後対策等	(1) 北小学校で実施している放課後子ども教室は、とてもよい取組である。専門的な学習が受けられるようになれば、さらに成果が上がると思う。 (2) 学校支援ボランティアの活躍にも期待している。	★教育大綱 「学校教育分野」の重点事項③ 「生涯学習分野」の重点事項③ ●教育振興基本計画 「重点施策2」の具体的な取組①、 「重点施策3」の具体的な取組②
9	その他	(1) 境島小学校の跡地利用の検討に当たり、市内の子どもたちが集まり学習できる場を設けるなどの取組も含めて検討して欲しい。	◆庁内検討委員会にて検討 ◆地元説明会にて意見等の聴取